

学校の危機管理マニュアル

- 子どもを犯罪から守るために -

文部科学省

目 次

〔内 容〕

学校における不審者への緊急対応の例（フローチャート）.....	1
解 説	
チェック 1 「不審者かどうか」.....	3
対 応 1 「退去を求める」.....	4
チェック 2 「危害を加える恐れはないか」.....	6
対 応 2 「隔離・通報する」.....	7
対 応 3 「子どもの安全を守る」.....	8
チェック 3 「負傷者がいるか」.....	9
対 応 4 「応急手当などをする」.....	10
対 応 5 「事後の対応や措置をする」.....	12
登下校時における緊急事態発生時の対応例（フローチャート）.....	15
解 説	
チェック 1 「緊急対応が必要か～緊急性のある具体的な情報か～」.....	17
対 応 1 「被害者等の安全確保」.....	18
チェック 2 「不審者が確保されているか」.....	20
対 応 2 「登下校の安全確保」.....	21
対 応 3 「事後の対応や措置」.....	23
〔参 考〕	
1 チェックリストの一例（学校用：全般及び不審者侵入時編）.....	25
2 チェックリストの一例（学校用：登下校編）.....	27
3 日頃から不審者の侵入防止のために備えておきましょう.....	28
4 日頃から緊急事態に備えた役割分担や方法などの体制を整えておきましょう.....	29
5 連携を図った安全対策例.....	30
6 学校独自の危機管理マニュアルの作成について.....	31
7 記録の重要性.....	33
8 記録用紙の例.....	34
9 心のケア.....	35
10 教職員の共通理解と訓練の留意点.....	36
11 学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例.....	37
12 通学路安全マップの作成.....	38
13 日頃からのボランティア等の活動と学校との連携について.....	39
14 不審者侵入時・登下校の安全に関わる教育委員会の役割.....	41
15 チェックリストの一例（教育委員会用）.....	42
あとがき・主な参考文献.....	43
作成協力者名簿.....	44

本資料の活用について

本資料「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために - 」は、次のような方針や経過で作成しています。

学校への不審者侵入への対応及び登下校時において緊急事態が発生した場合の対応について、幼児児童生徒の犯罪被害の防止に焦点を当てた内容とする。

学校安全に関する参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成13年文部科学省)等に示した安全管理の内容をもとに、全国的な視野から各学校での具体的な対応の参考となる内容とする。

「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年文部科学省)の作成に当たっては、諸外国の学校の安全管理の状況、学校施設の安全管理に関する調査研究の成果、各学校での緊急対策例、大阪教育大学教育学部附属池田小学校からの報告、ご遺族の意見等を参考とし、改訂に当たっては、上記マニュアル作成以降に文部科学省から発出された通知、各地域における危機管理マニュアル等を参考として、学識経験者等の協力により作成する。

簡潔で、分かりやすく、見やすい内容・構成とし、各学校・地域の実情等に応じて活用しやすいように表現する。

この方針等を受け、次のようなことに留意して作成しました。

緊急対応の例をフローチャートで表現し、一見して分かるように整理する。

緊急時に必要と思われる事項を、時間の経過を念頭に置きながら、チェック事項及び対応事項に分けて整理する(登下校時における緊急事態発生時の対応については、「学校」及び「地域」における取組という視点から整理する。)

フローチャートに示した事項は、解説で要点を述べる。

参考として、事前に備えておくべき事項、日常及び緊急事態発生時の記録や体制の整備、学校独自の危機管理マニュアルの作成方法などについても解説する。

各学校においては、本資料を活用し、「学校独自の危機管理マニュアルの作成について」(P.31)を参考に、学校・地域の特性や実情に即した独自の危機管理マニュアルを作成することが必要です。

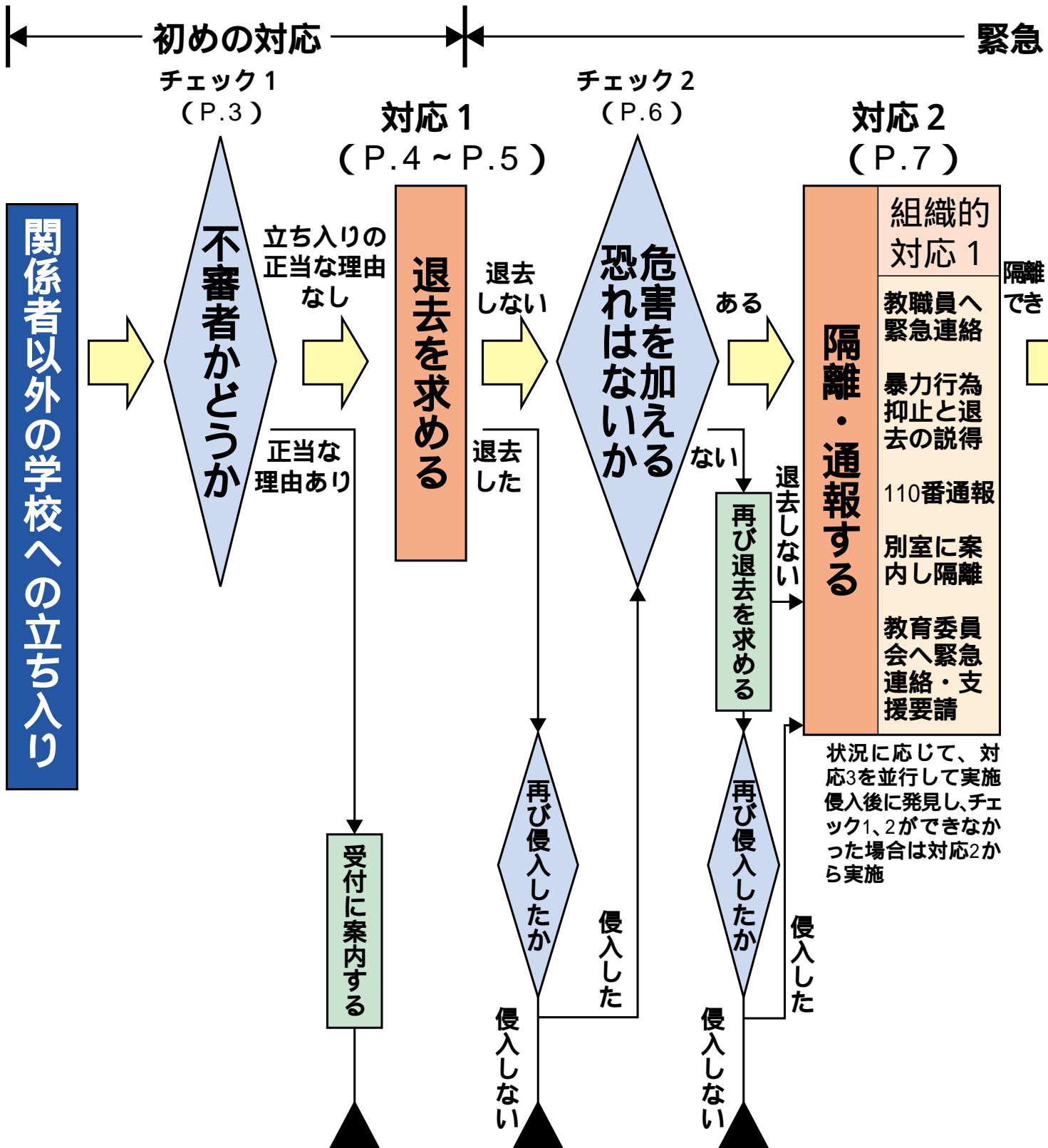
留意事項

本資料において、幼児児童生徒は「子ども」と記載している。

学校安全ボランティア、スクールガード、地域安全ボランティアなどの名称でボランティア活動を行う方々を「ボランティア」と記載している。

国私立の学校にあっては、本資料中、「教育委員会」とあるのは適宜「国立大学法人」、「学校法人」の事務局等と読み替えて適切に活用願いたい。

学校における不審



者への緊急対応の例

事態発生時の対応

事後の対応等

対応3
(P.8)

チェック3
(P.9)

対応4
(P.10~P.11) 対応5
(P.12~P.14)

子どもの安全を守る	組織的 対応2
	防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
	移動阻止
	全校への周知 子どもの掌握
	避難誘導
	教職員の役割分 担と連携
	周辺の店や子ども 110番の家等 との連携
警察による不審 者の確保	

負傷者がいるか

応急手当などをする	救急隊の到着まで 応急手当
	速やかな 119番通報
	被害者等 への心の ケア着手

事後の対応や措置をする	事件・事故 対策本部
	情報の整理 と提供
	保護者等へ の説明
	心のケア
	教育再開準備
	再発防止対 策実施
	報告書の作成
災害共済給 付請求	

がない

いる

いない

状況に応じて、チェック3、
対応4を並行して実施

状況により、対応2以
降、必要に応じて速
やかに活動を開始し、
組織的に対応する（組
織と役割分担は、平時
に検討し、共通理解
をしておく）。

不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には非常に希ですが、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者がいます。P.1～2のフローチャートにおいては、それらの者を不審者と呼びます。

学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。

なお、凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2（P.7）対応3（P.8）に移ります。

1. 不審者かどうかを見分けるポイントの例

(1) 受付を通っているかチェックする。

- ・来校者のリボン、名札等をしているか。
- ・受付を無視したり、不審な言動をしていないか。

(2) 声をかけて、用件をたずねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
- ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。



(3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。

(4) 凶器や不審な物を持っていないか。

(5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2. 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

- ・受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。



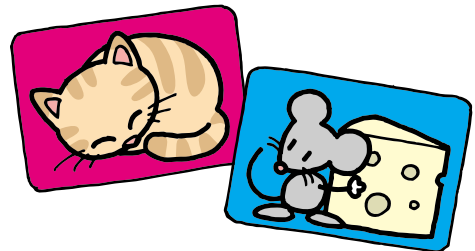
退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェックに移ります。

1. 不審者侵入時の教職員の役割分担 (P.29 参照) に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。

その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたり、ヘルプカードなどを活用したりする。

(ヘルプカード)



* 直接、「助けて」などとは書けないので、校章や風景、動植物などを適宜印刷しておき、このカードが届いたときには緊急事態発生と理解し、現場に急行できるようにあらかじめ共通理解しておく。

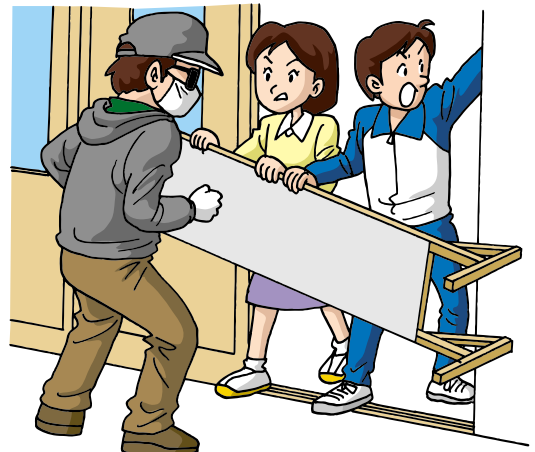
2. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

* 相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。



3. 次のような場合は、不審者として、「110番」通報する。

- (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
- (2) 退去の説得に応じようとしない。
- (3) 暴力的な言動をする。

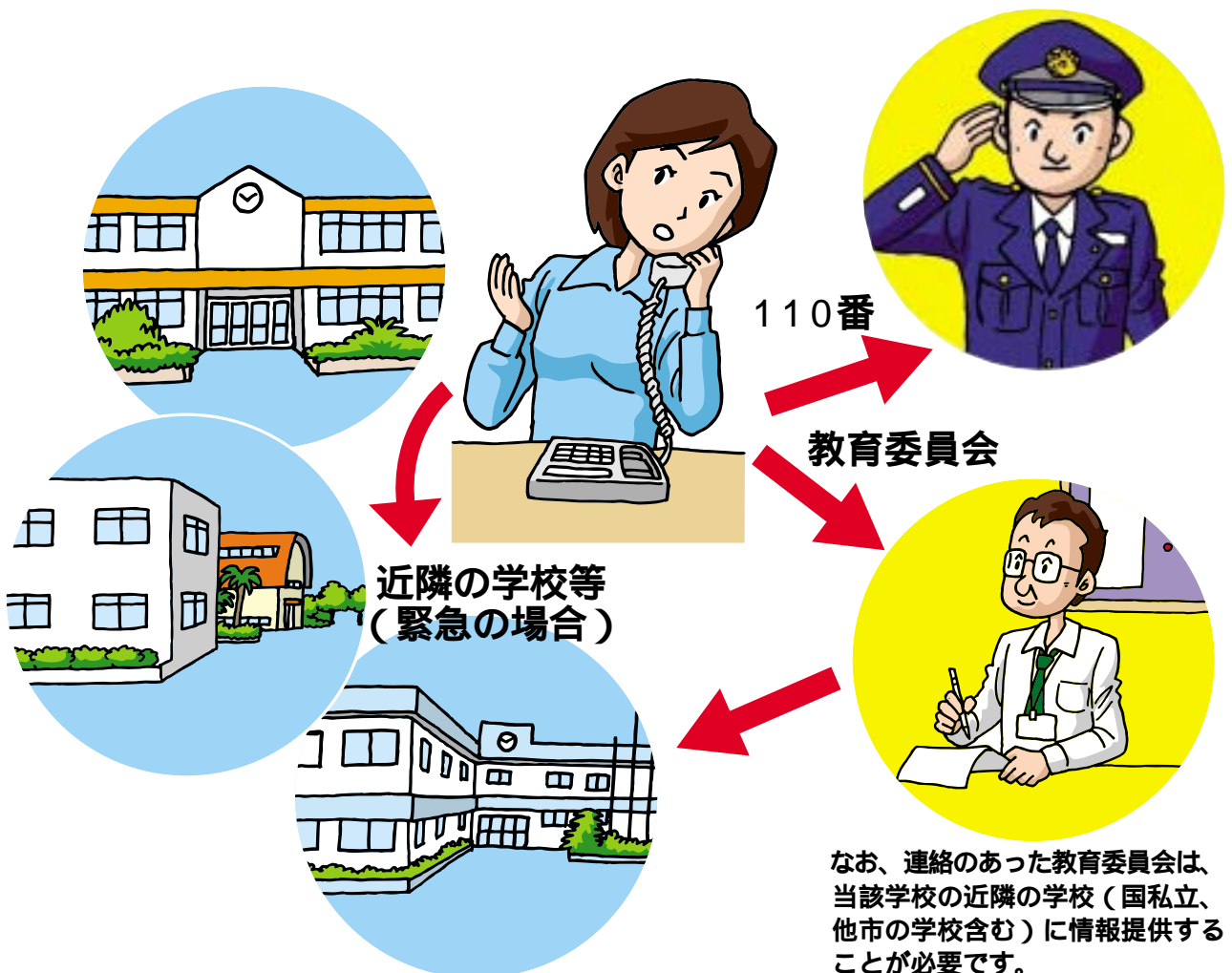


4. 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。



5. 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。

6. 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。



危害を加える恐れはないか

退去を求めても応じない場合には、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。

凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

危害を加える恐れがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求めます。退去に応じない場合、あるいは、退去に一旦は応じて、再び侵入した場合には、危害を加える恐れがあると判断した場合と同様の対応を迅速に行う必要があります。このため、退去に応じた場合でも、その者が再び侵入しないか見届ける必要があります。

1. 所持品に注意する。



- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2. 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

このような場合の役割分担 (P.29参照) や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。

